

国保のしおり

被保険者数 39,387人
世帯数 28,227世帯
(令和7年4月1日現在)

八戸市 市民環境部 国保年金課 (令和7年7月発行)

国保のしくみ

国保(国民健康保険)は、病気やケガをしたとき、安心してお医者さんにかかるように、加入者(被保険者)が保険税を出し合って、医療費を補助する制度です。

国保に加入する方

職場の健康保険(健康保険組合や共済組合など)に加入している方、後期高齢者医療制度の対象となる方、生活保護を受けている方以外のすべての方が国保の加入者(被保険者)となります。

- お店などを経営している自営業の方
- 農業・漁業などに従事している方
- 退職等により職場の健康保険などを脱退した方とその家族
- パート・アルバイトなどで、職場の健康保険に加入していない方
- 外国籍で、職場の健康保険などに加入せず、3か月を超えて日本に滞在する方

このような方が
国保に加入します。



保険証の取扱いが変わりました

政府から健康保険証とマイナンバーカードの原則一体化の方針が示され、医療機関や薬局にかかる際には、マイナ保険証(健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)によるオンライン資格確認が原則となりました。これにより、これまでの保険証は令和6年12月2日以降、新規発行・再発行ができなくなり、これからは、保険証の状況に応じて「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」が交付されます。

★ マイナ保険証を持っている方には「資格情報のお知らせ」(A4サイズ)を交付します

医療機関等を受診する際は、マイナ保険証を提示してください。

オンライン資格確認により、これまでの保険証と同様に一定の負担割合で受診することができます。

マイナ保険証はこれまでの保険証のように有効期限はありません。(マイナンバーカード自体の有効期限や電子証明書の有効期限がある場合は除く)

◆ 「資格情報のお知らせ」とは

マイナンバーカードにはこれまでの保険証のように資格情報が記載されていないため、マイナ保険証を持っている方には、A4サイズの用紙に氏名、被保険者記号・番号・負担割合(70歳以上の被保険者のみ)等が記載された「資格情報のお知らせ」を交付します。

医療機関等でマイナ保険証の読み取りができない場合でも、マイナ保険証と一緒に提示することで受診できます。「資格情報のお知らせ」だけで医療機関等を受診することはできません。

◆ 「資格情報のお知らせ」の有効期限

新規資格取得時、窓口負担割合の変更時(70歳以上の被保険者のみ)等資格情報に変更があったとき、また、有効期限が記載されている場合は有効期限(下記参照)到来時に交付されます。

マイナ保険証保有者の年齢	有効期限
70歳未満の方	なし
70歳～74歳の方	翌年7月31日まで ※ただし、翌年7月までに75歳になる人は誕生日の前日

★ マイナ保険証を持っていない方には「資格確認書」(カードタイプ)を交付します

医療機関等を受診する際は、「資格確認書」を提示してください。これまでどおり一定の負担割合で受診することができます。

有効期限が設けられており、有効期限到来時に新しい「資格確認書」が交付されます。

70歳以上の方の「資格確認書」には、前年度の所得状況に応じた負担割合（2割もしくは3割）が記載されています。

◆ 「資格確認書」の有効期限

対象者	有効期限
1. 翌年7月までに75歳になる方	誕生日の前日
2. 翌年6月までに70歳になる方	誕生月の月末（1日誕生日の人は誕生月の前月末）
3. 1・2以外の方	翌年7月31日

◆ 70歳から74歳の国保加入のみなさまへ ◆

国保に加入している70歳から74歳の方は、高齢受給者に該当します。

医療機関等での医療費の自己負担割合は、所得に応じて2割または3割です。

自己負担割合は前年の所得に応じて、毎年8月に見直しされます。

◆ 8月から翌年6月までの間に70歳に達する方

70歳を迎える誕生日の翌月（各月の1日生まれの人は誕生月）から適用になります。

適用月の前月末までに、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を送付します。

手続き等は必要ありません。

◆ 8月から翌年7月までの間に75歳に達する方

75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に移行するため「資格情報のお知らせ」もしくは「資格確認書」の有効期限は誕生日の前日までです。

医療機関等を受診するとき

◆ 医療費

病気やケガで診療を受けるとき、マイナ保険証や資格確認書を利用すると、右の自己負担で診療を受けられます。

小学校就学前	2割
小学校就学後から69歳まで	3割
70歳から74歳まで	2割（現役並み所得者は3割）

医療費が高額になったとき

◆ 高額療養費

同一月内に支払った医療費の自己負担額が、所得に応じた自己負担限度額を超えた場合、申請により、その超えた分が支給されます。

※計算の対象となるのは、70歳以上の人は全ての医療費、70歳未満の人は同じ医療機関（入院・外来・歯科は別々）で21,000円以上の医療費です（薬代は、処方箋を出した病院と合算）。

※高額療養費の支給予定額が1,000円以上の世帯には、申請のご案内を郵送します。

なお、申請には医療機関等発行の領収書が必要になります（領収書は、確認後返却します）。

◆ 現物給付（限度額適用（・標準負担額減額）認定証）

「マイナ受付」ができる医療機関等では、窓口での支払いを自己負担限度額内に抑えることができます。ただし、国民健康保険税に滞納がある場合には、医療機関等で自己負担限度額は確認できませんので、限度額適用（・標準負担額減額）認定証の申請が必要となります。

◇ 入院時の食事代（標準負担額）

入院時の食事代は、医療費とは別に定額の自己負担があります。

※住民税非課税世帯の方で、直近12か月の入院日数が91日以上の場合は、手続きをすると入院時の1食あたりの食事代が減額となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

※65歳以上の方が療養病床に入院したときは、所得に応じた食事代と居住費の支払いが必要です。

◆ 高額療養費（外来年間合算）

基準日（毎年7月31日）時点で2割負担の70歳以上の被保険者のうち、1年間（毎年8月から翌年7月）に支払った外来診療の自己負担額の合計が、144,000円を超えた場合、申請により、その超えた分が支給されます。支給の対象となる世帯には申請のご案内を郵送します。

◆ 高額医療・高額介護合算療養費

1年間（毎年8月から翌年7月）に支払った世帯内の国保加入の方の医療費と介護保険サービス費の自己負担額の合計が、所得に応じた自己負担限度額を超えた場合、申請により、その超えた分が支給されます。支給の対象となる世帯には申請のご案内を郵送します。

※支給予定額が500円以下の場合は、支給されません。

申請手続きに必要なもの

- 高額療養費
本人確認書類、領収書、世帯主名義の預金通帳、マイナンバー
- 限度額適用（・標準負担額減額）認定証
本人確認書類、マイナンバー

詳しくはこちら



いろいろな給付等

◆ その他の給付

療養費
移送費
海外療養費 など



詳しくは
こちら

妊産婦10割給付
出産育児一時金
葬祭費



詳しくは
こちら

◆ 第三者行為による病気やケガ

交通事故をはじめ、第三者の行為によって傷病を受けた場合にも、国保を使用して治療を受けることができます。本来、治療費は加害者が全額支払うものですが、自己負担分を除いた額について、一時的に国保が立替払いをして、あとから国保が加害者に費用の請求をします。国保を使用するためには届出が必要ですので、示談の前に必ず国保年金課に連絡をしてください。

◆ 一部負担金の支払いの減免・徴収猶予

災害や失業・病気などにより生活が著しく困難となった場合、事前の申請により一部負担金（医療機関で支払う医療費の自己負担額）について、一定の期間減免または徴収猶予される場合があります。詳細はお問合せください。

こんな場合は保険証が使えません

病気とみなされないもの

- | | |
|-------------------|------------------|
| ● 健康診断・人間ドック・予防注射 | ● 美容整形・歯列矯正 |
| ● 正常な妊娠・出産 | ● 軽度のシミ・アザ・わきがなど |
| ● 経済上の理由による妊娠中絶 | |

ほかの保険が使えるもの

- 業務上（仕事や通勤中）の病気やケガ
→ 労災保険の対象になります
- 以前勤めていた職場の保険が使えるとき

保険給付が制限されるもの

- けんか、泥酔などによるケガや病気
- 故意の事故や犯罪によるケガや病気
- 医師や国保の指示に従わなかったとき

特定健診・国保人間ドックのご案内

～自分の健康を保つため、1年に1度、必ず健診を受けましょう!～

特定健診

メタボリックシンドロームの予防と改善を目的とした健診で、無料で受診できます。
健診センターや一部の受託医療機関では特定健診の予約と同時に、がん検診もあわせて申し込みできます。

国保ドック

特定健診の健診項目に超音波検査、胃・肺・大腸がん検診等を組み合わせたものです。



次の①～③のいずれか1つを年度内（4月～翌年3月）に1回に限り受診できます。

①健診センターでの特定健診 ②受託医療機関での特定健診 ③国保人間ドック

※年度内に複数回受診すると、2回目以降は受診料（11,000円程度）が全額自己負担となります。

受診券は発行しておりませんので、直接健診機関へお申し込みください。

・八戸市総合健診センター TEL:0178-70-5563

年度内に未受診の方の一部に受診をお勧めするハガキを送ることがありますが、
ハガキがなくても受診できます。

市ホームページ
はこちら



詳しくはわが家の健康カレンダーもしくは市ホームページをご覧ください。

受託医療機関もこちらから確認できます。

一ご注意くださいー 他保険に加入予定の人へ

国保特定健診・国保人間ドックは八戸市国保の加入者のみが受けられます。

他の保険に加入すると、その加入日に遡って国保の資格を喪失しますので、他の保険に加入する予定のある人は、加入予定日の前に受診するか、加入後に新しい保険で受診してください。

国保特定健診・国保人間ドックを受診した後、受診日前に八戸市国保資格を喪失していたことが判明した場合は、健診等の費用（11,000円程度）を全額返納していただくことになります。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）を活用しましょう

ジェネリック医薬品は新薬と同じ有効主成分で製造されており、品質や安全性を国が認めた薬です。

新薬の特許期間の終了後に製造されるため、新薬より価格が安いことが特徴です。医療費の節約のため、医師・薬剤師に相談して積極的な活用をお願いします。

国保に加入するとき・やめるとき

（14日以内に届出をお願いします）



届出に必要なものは
こちらから
ご確認ください。



加入するとき	やめるとき	その他の届出
● 八戸市に転入してきた ● 職場の健康保険をやめた ● 職場の健康保険の被扶養者でなくなった ● 子どもが生まれた ● 生活保護を受けなくなった ● 外国籍の方が加入する	● 八戸市外へ転出する ● 職場の健康保険に加入した ● 職場の健康保険の被扶養者になった ● 被保険者が死亡した ● 生活保護を受けるようになった	● 住所、世帯主、氏名が変わった ● 世帯を分けた ● 世帯を一緒にした ● 修学のため転出する ● 資格情報のお知らせ等を紛失、汚損した

【問合せ先】八戸市 国保年金課

資格に関すること 0178-43-9487(直通)

医療費・給付に関すること 0178-43-9314(直通)

健診・ドックに関すること 0178-43-9376(直通)

FAX : 0178-44-9106

E-mail : kokuho@city.hachinohe.aomori.jp

この印刷物は55,000部作成し、一部当たりの単価は11円です。